

「企業の森・産学の森」推進事業 F A Q

1 応募資格関連

質 問	回 答
1 京都府内に本事業の拠点を置く中小企業者1社と大学等研究機関のみで、応募することは可能か。	可能です。ただし、大学等研究機関は補助金交付対象機関とは認められませんが、大学等研究機関への受託（共同）研究費は補助対象経費に含めることができます。 なお、1企業の上限は3,000万円ですが、産学連携グループで提案の場合、大学等研究機関との受託（共同）研究費については、2,000万円まで加算可能ですので、最大5,000万円（3,000万円+2,000万円）となります。
2 同一の企業が異なる事業計画で別々の企業グループを構成した場合、各々応募は可能か。	両者の経費に重複のないよう、明確に区分できる場合は、応募可能ですが、同一事業者が重複して採択及び交付決定を受けることはできません。
3 いずれも京都府内に本事業の拠点を置く中小企業で、A社、B社、B社の子会社であるC社で応募した場合、補助金交付はどうなるか。	補助金交付先はA社と、B社又はC社のいずれか1社になります。 ※上記における「子会社」とは、資本関係や役員構成などにより、実質的にC社の意思決定をB社が左右していると認められる場合を指します。
4 これから起業する個人又は法人が、グループの構成企業として、提案可能か。	提案時には住民票の写を提出いただき、開業後に開業届控の写を、法人設立後に履歴事項全部証明書を提出してください。 （※応募要領6「応募手続」参照のこと） なお、この場合、交付決定は個人開業等の確認（証明書類を添付して提出）以降とし、確認日以降の支出のみを補助対象とします。また、本条件を満たさない場合は、グループ事業全体の評価にも影響しますので、確度の高い計画であることが必要です（提案書中に、設立予定時期等を記載願います。）。
5 平成30年度に「「企業の森・産学の森」推進事業」の補助金採択を受けたグループに構成企業として参画したが、補助金の交付は受けていない。今年度、本補助金に応募することは可能か。	平成30年度に、「「企業の森・産学の森」推進事業」又は「中小企業共同型ものづくり支援事業」、「次世代地域産業推進事業」で補助金の交付を受けていない企業は、今年度の応募が可能です。 ※平成30年度上記事業で補助金の交付を受けた場合でも、今年度事業にグループ企業（補助金を受けない企業）として参画することは可能です。
6 平成29年度に「「企業の森」推進事業」の補助金採択を受け、補助金の交付を受けている。今年度、本補助金に応募することは可能か。	平成29年度以前に補助金の交付を受けた事業者は応募可能です。ただし、平成30年度「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」、「「企業の森・産学の森」推進事業」、「中小企業共同型ものづくり支援事業（中小企業シェアリング拡大事業含む）」、「小規模製造業設備投資等支援事業」、「次世代地域産業推進事業」で補助金交付決定を受けた事業者は応募できません。

7	様式及び添付書類は、構成企業毎に提出することは可能か。	様式及び添付書類は、グループに参画する企業毎に提出していただいても構いません。ただし、1社でも提出が遅れた場合は、受付期間内に提出がなかったものとして扱いますので注意願います。
8	AI/IoT を活用した社会課題（政策課題）の解決に資する事業はどのようなものが対象か。	スマート社会の推進に資する「スマートモビリティ」分野、「スマートセキュリティ」分野、「スマートアグリ」分野、「スマート観光」分野、「スマート医療・ヘルスケア」分野等の社会課題（政策課題）の解決を目指す事業が対象となります。（応募要領4ページ参照）

2 対象経費関連

	質 問	回 答
1	外貨で支払った場合、証拠書類は何が必要か。	領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。
2	経費積算の際に、設備導入に関して補助率が15%になるものはどのようなものか。	事業化促進コース、本格的事業展開コースとも土地造成費・建物建設費（付帯工事含む）は15%です。ただし、本格的事業展開コースのみ、量産段階で調達し、かつ、量産が主用途の設備で減価償却資産の法定耐用年数が7年以上（各社の会計・税務処理の判断による）となるものも含まれます。これ以外の、明らかに研究設備と理解できるもの、又は補助対象期間中に研究用として調達したものは事業化促進コース同様、1/2とします。 なお、委託により市販設備のカスタマイズやオーダーメイドで調達する場合でも、計上費目は財産購入等で計上してください。

※その他ご不明な点があれば、相談窓口・提出先にご相談ください。